

【徴収猶予申請書の記載例】

申請・審査にあたり、申請書ともに提出する書類があります。しかし、準備に時間がかかる場合など、提出が困難なときは、口頭で聞き取りをさせていただき申請・審査を行い、後日追加で提出していただきます。

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 收受印 </div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 管理番号 </div>						
<h2 style="margin: 0;">徴収猶予（延長）申請書</h2> <p style="margin: 0;">宜野湾市長 殿</p> <p style="margin: 0;">地方税法第15条(市税条例第9条)の規定により、下記のとおり徴収猶予(期間延長)を申請します。</p>								
申請者	住所所在地	〒901-2710 宜野湾市野嵩1-1-1 電話番号 098(〇〇〇)×××× 携帯電話 ()		① 申請年月日	令和 2年 4月 20日			
	氏名称	宜野湾 太郎 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 宜 </div>		納税課整理権	通信日付印			
	法人番号			申請書番号		処理年月日		
納付すべき市税								
年度	税目 通知書番号	期(月)別 事業年度	納期限 法定納期限等	税(料)額 加算金(円)	督促手数料 料(円)	延滞金(円)	滞納処分費(円)	備考
R 2	固定資産税 11111	1~4	R2.4.30~R3.3.1	250,000		要		令和2年度固定資産税
猶予を受けたい市税を上記例に合わせて記載してください。 ※書ききれない場合は、適宜の別紙に記載して添付してください。								
合計				250,000				④ ②-③ ④ 猶予を受けようとする額 (250,000 - 0) = 250,000
②イ〜ホの合計		250,000	③ 現在可能な納付額			④ ②-③ ④ 猶予を受けようとする額 (250,000 - 0) = 250,000		
猶予該当事実の詳細		新型コロナウイルス感染症の影響により、2月22日頃から予約キャンセルが相次ぎ、売上が激減し、納税資金を捻出することが困難である。銀行借入(毎月10万円)も返済を猶予してもらっている。				売上や利益が減少している場合は、昨年からの程度減少したか記載していただくと、早期審査が可能です。		
猶予該当事実の詳細		昨年の2月~3月の売上は、月平均200万だが、今年は月平均80万円である。				すぐに納付計画を策定するのが難しい場合は、担当職員にご相談ください。		
納付計画	年月日	納付金額	年月日	納付金額	年月日	納付金額		
	令和2.4.30	0円	令和2.8.31	0円	令和2.12.31	10,000円		
	令和2.5.30	0円	令和2.9.30	10,000円	令和3.1.31	30,000円		
	令和2.6.30	0円	令和2.10.31	20,000円	令和3.2.28	20,000円		
	令和2.7.31	0円	令和2.11.30	円	令和3.3.31	160,000円		
猶予期間		令和 2年 4月 20日 から 令和 3年 3月 31日 まで 12月間						
担保	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	担保財産の詳細又は提供できない特別の事情					猶予期間は1年以内です。	
担保提供が明らかに可能な場合を除いて、担保は不要となります。 ※ご不明な場合は担当職員へご相談ください。								
<ul style="list-style-type: none"> ・書き方が分からない場合は、宜野湾市納税課職員にお尋ねください。 ・申請していただいた内容は宜野湾市納税課で審査します。猶予の許可・不許可については通知書でお知らせします。 ・審査にあたり、職員が電話等で内容確認を行うことがありますので、ご協力をお願いします。 <p style="text-align: center;">その他、ご不明な点がございましたら、宜野湾市納税課までお問合せください。</p>								